



平成 29 年 5 月 23 日

各 位

上場会社名 スーパーバグ株式会社
 代表者 取締役社長 福田 晴明
 (コード番号 3945 東証第二部)
 問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 柳井俊一郎
 (TEL 04-2938-1222)

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 80 回定時株主総会に、株式併合に係る議案および定款の一部変更に係る議案を付議することを決議し、併せて本株主総会において当該議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件として、単元株式数の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月 1 日までとされています。当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に統合）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって株式併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日）	16,861,544 株
株式併合により減少する株式数	15,175,390 株
株式併合後の発行済株式総数	1,686,154 株

(注) 株式併合により減少する株式数および株式併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④株式併合の影響

本株式併合により発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市場の動向など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	1,917名 (100.00%)	16,861,544株 (100.00%)
10株未満所有株主	205名 (10.69%)	276株 (0.00%)
10株以上所有株主	1,712名 (89.31%)	16,861,268株 (100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみをご所有の株主様205名(所有株式数の合計276株)は、株主としての地位を失うこととなります。なお、当該株主様は株式併合の効力発生日までは、会社法第192条第1項の定めに基づき、その単元未満株式を買取することを当社に請求することができます。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日(平成29年10月1日)をもって、株式併合の割合と同じ割合(10分の1)で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数 (平成29年10月1日付)
57,630,000株	5,763,000株

(6) 株式併合の条件

平成29年6月29日開催予定の第80回定時株主総会において、本株式併合に関する議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の目的

全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成29年10月1日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成29年6月29日開催予定の第80回定時株主総会において、株式併合に関する議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の目的

- ①平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 80 回定時株主総会において、株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件として、現行定款第 5 条に規定される発行可能株式総数を 5,763 万株から 5,763,000 株に変更するものであります。
- ②全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、現行定款第 7 条に規定される単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。
- ③本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日に生じる旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 4 条 (略)	第 1 条～第 4 条 (現行に同じ)
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>5,763 万</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>5,763,000</u> 株とする。
第 6 条 (略)	第 6 条 (現行に同じ)
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。
第 8 条～第 47 条 (略)	第 8 条～第 47 条 (現行に同じ)
(新設)	<u>附則</u> (定款の一部変更の効力発生日) <u>第 5 条および第 7 条の変更は、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 80 回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日をもってこれを削除する。</u>

(3) 定款の一部変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 80 回定時株主総会において、株式併合に関する議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る本定款の一部変更に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 29 年 5 月 23 日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 29 日 (予定) |
| (3) 株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) ※ |
| (4) 単元株式数変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) ※ |
| (5) 定款の一部変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (6) 発行可能株式総数変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |

※上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以上

(ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関する Q & A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少数の株式とすることです。今回、当社では 10 株を 1 株に併合することを予定しております。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所で株式の売買単位として用いられている株式数のことです。現在、当社の 1 単元の株式数は 1,000 株ですが、これを 100 株に変更するのが今回の単元株式数の変更です。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、全ての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一することを目標としております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することで、投資家の利便性の向上を図り、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持するため、株式併合と単元株式数の変更を実施することといたしました。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少すると、資産価値への影響はありますか。

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わるわけではございませんので、株式市場の動向など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響が生じることはございません。株式併合後においては、株主様のご所有株式数は併合前の 10 分の 1 となりますが、1 株当たりの純資産額は株式併合前の 10 倍となります。また、株式併合後の株価につきましても、理論上は、株式併合前の 10 倍となります。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少すると、受け取る配当金への影響はありますか。

株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後については、併合割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金総額に影響が生じることはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1 株に満たない端数）につきましても、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q 6. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後（平成29年10月1日から）		
	ご所有株式数	議決権個数	ご所有株式数	議決権個数	端数株式相当分
例①	2,000株	2個	200株	2個	なし
例②	1,100株	1個	110株	1個	なし
例③	1,026株	1個	102株	1個	0.6株
例④	500株	0個	50株	0個	なし
例⑤	453株	0個	45株	0個	0.3株
例⑥	4株	0個	0株	0個	0.4株

- ・例①に該当する株主様は特段のお手続きの必要はありません。
- ・例②、例③、例④、例⑤に発生する単元未満株式（例②は10株、例③は2株、例④は50株、例⑤は45株）につきましては、ご希望により単元未満株式の買取制度をご利用できます。
- ・例③、例⑤、例⑥に発生する端数株式（例③は0.6株、例⑤は0.3株、例⑥は0.4株）につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。このお支払金額（端数株式相当分の処分代金）は、平成29年12月上旬にお送りすることを予定しております。
- ・例⑥のような、効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（例⑥は4株）につきましては、株式併合により、すべてのご所有株式が端数株式になり、当社株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q7. 端数株式が生じないようにすることはできますか。

株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式を生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q8. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様（上記Q6の例③、⑤のような場合）は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q9. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成29年5月23日	取締役会決議日
平成29年6月29日（予定）	定時株主総会決議日
平成29年9月26日（予定）	1,000株単位での最終売買日
平成29年9月27日（予定）	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日（予定）	株式併合、単元株式数の変更、 発行可能株式数変更の効力発生日
平成29年12月上旬（予定）	端数株式相当分の処分代金のお支払い

Q10. 株主は何か手続きをしなければなりませんか。

特段のお手続きの必要はございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または、下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120-232-711 (通話料無料)
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

以上